

公益社団法人静岡県農業振興公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県農業振興公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農業経営の改善及び規模の拡大を促進するとともに、農業の担い手の確保及び育成支援を行うことにより、静岡県の農業の振興と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農用地等の利用の効率化及び高度化に関する事業
- (2) 青年農業者等の育成及び確保に関する事業
- (3) 農業経営の法人化推進に関する事業
- (4) 指導的農業者等に対する支援に関する事業
- (5) 行政の業務支援に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、静岡県、静岡県の区域内にある市町、農業協同組合、農業協同組合連合会その他法人格を有する農業団体で、この法人の目的に賛同して入会したものををもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(出資金等)

第7条 会員は、出資金又は入会預り金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員に対し、総会において別に定めるところにより経費の負担を求めることができる。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対してあらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明する機会を与える。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(入会預り金の返還に係る債権の譲渡)

第12条 会員は、会員資格を喪失したときは、入会預り金の返還に係る債権を理事会の承認を得て、他の会員に譲り渡さなければならない。

(入会預り金の返還)

第13条 この法人は、この法人が解散したときは、入会預り金の返還に係る債務以外の債務を弁済した後に、解散の時における会員の入会預り金の総額を限度として、当該会員の納入割合に応じて入会預り金を当該会員に返還しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、総会の日の 2 週間前までに会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

（議長）

第 18 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権）

第 19 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 20 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第 33 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 2 週間前までに各理事及び各監事に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会に出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 入会預り金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる果実
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第 39 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 出資金
 - (2) 入会預り金
 - (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (4) 理事会で運用財産から基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理及び処分の制限)

第 40 条 この法人の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において総会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 44 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 50 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 51 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 補則

(事務局)

第 52 条 この法人に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(細則)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は瀧昇悟とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 9 月 13 日から施行する。

公益社団法人静岡県農業振興公社 役員名簿

令和 8 年 6 月 1 7 日

区 分	氏 名	所属団体名
	(理事)	
理事長	新 田 明 彦	学識経験者
副理事長	鈴 木 政 成	静岡県農業協同組合中央会代表理事会長
理 事	横 山 雅 機	静岡県経済産業部農林水産統括部長
〃	須 藤 秀 忠	富士宮市長
〃	吉 田 正 吾	静岡県信用農業協同組合連合会代表理事理事長
〃	石 川 和 弘	静岡県経済農業協同組合連合会代表理事理事長
〃	西ヶ谷 量太郎	学識経験者（静岡県農業会議会長）
〃	佐 野 智 信	学識経験者（静岡県農業経営士協会会長）
〃	高 橋 和 晃	学識経験者（静岡県農業法人協会会長）
〃	土 屋 龍太郎	学識経験者（静岡県農業参入法人研究会会長）
	以上 1 0 人	
	(監事)	
監 事	榛 葉 智 之	静岡県信用農業協同組合連合会代表理事専務
〃	八 代 正 幸	静岡県開拓農業協同組合連合会代表理事会長
〃	荻 島 卓 司	静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課長
	以上 3 人	
	以上 1 3 人	

役員の任期 令和 7 年度定時総会終了時から令和 9 年度定時総会の終結の時まで

令和 7 年度事業報告書

静岡県農業の持続的な発展のためには、農業者の経営規模の拡大、将来を担う新規就農者の育成・確保などが重要な課題である。このため、農地中間管理事業（農地バンク事業）による担い手への農地の集積・集約化、新規就農者の育成、企業参入の推進、農業経営の法人化などに取り組んだ。

農地バンク事業は、県、農業会議、J A 静岡中央会、土地改良事業団体連合会、農業振興公社により策定した「令和 7 年度地域計画策定による担い手等への農地集積・集約化に関する推進方針」に基づき、市町の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の実現に向けて、事業を推進した。

推進にあたっては、市町や農業委員会、J A 等との連携や農業者等による協議の場への参加、経営基盤強化促進法の改正への対応などのほか、県外の農業法人等の誘致や企業の農業参入支援、広報活動などを行った。

その結果、令和 7 年度の実績は、貸付面積約 2,043ha となり、前年度の貸付面積 1,273ha を大幅に上回った。

また、農地売買等事業では、22.9ha を買入れ、29.0ha を売り渡し、担い手の経営規模の拡大や農地の面的集積を推進した。

青年農業者等の育成及び確保では、関係機関と連携し、就農相談や現地見学会を実施し、自立就農を目指す 9 名の青年等を対象に実践的な研修を開始したほか、就農準備の支援を行った。

農業経営の法人化の推進では、関係機関と連携し、農業経営体の課題解決のため、40 経営体に延べ 80 回の専門家の派遣や各種研修会を開催し、経営改善や法人化支援など農業経営者への総合的サポートを行った。

また、農業現場における労働力不足を解消するため、県と協力して「静岡県雇用労働力確保推進協議会」を支援し、「静岡県農業経営体スキルアップガイド」の作成などの事業を実施した。

指導的農業者等に対する支援では、青年農業者等の育成確保に指導的な役割を果たしている静岡県農業経営士協会及び青年農業士会の事務局として、県と連携し各種研修会等の活動を支援した。

I 農用地等の利用の効率化及び高度化に関する事業

1 農地バンク事業

農業経営の規模拡大、農用地の集積・集約化及び新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等により農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、県、市町、農業委員会、J A等関係機関と連携して、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を借り入れ、担い手農業者に貸し付けた。

(1) 農地バンク事業の実施状況

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
借入	市 町 数	32	28	30	32	33
	面積 (ha)	897.0	863.8	1,031.1	1,144.1	1,933.6
貸付	市 町 数	33	28	31	32	33
	面積 (ha)	1,062.5	963.7	1,152.2	1,273.0	2,043.1

(2) 農地バンク事業の推進

ア 推進事項

(ア) 地域計画の策定協力及び農地バンク事業の推進

項 目	内 容	実施時期
市町が開催する地域計画協議の場への参加	市町が地区ごと開催する地域計画策定に係る協議の場へ出席	随時
農地バンク事業の課題に関する意見交換	4市町1 J Aに対し、バンク事業で生じている課題について県と意見交換を実施	6月～7月
農業委員等への事業研修会	農業委員、農地利用最適化推進委員に対し地区別研修会等で事業説明を行い、事業の推進を依頼	8/5、8/6、8/27、11/4
農業委員会への説明、巡回	農業委員会会長や事務局への事業説明会等、巡回による意見交換を実施	随時
他県農地バンクとの意見交換	① 機構支援システムを導入している18府県との意見交換 ② 機構支援システムの事務処理検討会へ参加 ③ 佐賀県、福島県農地バンク等との意見交換	①随時 ②10/30～31 ③11/26～27：佐賀県 1/29：福島県

(イ) 事務手引書の作成・研修会開催

事務手続きの手順や必要書類の見直しをまとめた事務手引きを作成し、県内市町及び J A へ配布した。

また、市町、農業委員会事務局及び J A の担当者向け研修会を開催した。

項 目	内 容	実施時期
市町、J A 担当者向け研修会の開催	市町、農業委員会事務局、J A の担当者を対象とした事業説明及び事務手続きに関する研修	5/23、8/26

(ウ) 連携会議等の開催

項 目	内 容	実施時期
五者農地検討会	県（農業ビジネス課、農地計画課、農地整備課）、J A 中央会、農業会議、土改連、公社による農地集積の情報共有と意見交換	8/26、12/4、3/11

(エ) 事業の広報等

項 目	内 容
広報資料の作成、配布	・ふじのくに農地バンク事業ニュースの配布 3 回（各 300 部） ・農業会議情報への記事掲載 12 回（毎月 1 回） ・バンク事業の新パンフレット作成（2 種類、各 1 万 5 千部）

イ 推進体制

- ・地域計画の策定主体である市町等関係機関との連携して農地バンク事業を円滑に実施するため、県内 6 か所に駐在職員を配置した。
- ・担い手が不足する地域への地域外の参入候補者の紹介や牧之原地域の茶園集積の促進等を図るため、人・農地調整員を配置した。
- ・円滑かつ効果的に事業を実施するため、地域の農地や担い手に精通した市町や J A に、農地バンク事業の一部業務を委託した。

(3) 業務委託

ア 農地中間管理事業業務委託

- ・委託先：静岡市など 17 市町、JA 遠州中央など県内 9 J A
- ・期 間：令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月
- ・内 容：事業周知、窓口業務、促進計画案の調整業務ほか
- ・契約額：80,000,000 円

2 農地売買支援事業

担い手における経営の規模拡大、農地の面的集積を促進するため、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を買入れ、その農用地を担い手に売り渡した。

(1) 売買実績

ア 買入実績

事業名	面積 (㎡)		金額 (千円)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
農地売買支援事業	86,879	229,121	64,449	171,580
公社単独農地集積事業	0	0	0	0
合計	86,879	229,121	64,449	171,580

イ 売渡実績

事業名	面積 (㎡)		金額 (千円)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
農地売買支援事業	73,254	290,372	43,196	219,905
公社単独農地集積事業	0	0	0	0
合計	73,254	290,372	43,196	219,905

(2) 公社保有農用地等の管理状況

事業名		令和7年度当初	買入	売渡	令和7年度期末
農地売買支援事業	面積 (㎡)	68,012	229,121	290,372	6,761
	金額 (千円)	54,409	171,580	219,905	6,084
公社単独農地集積事業	面積 (㎡)	0	0	0	0
	金額 (千円)	0	0	0	0
合計	面積 (㎡)	68,012	229,121	290,372	6,761
	金額 (千円)	54,409	171,580	219,905	6,084

※金額は当該農地の買入額で記載

3 地域計画策定支援事業

市町が策定する地域計画の実現に向け、担い手が不足する地域の担い手の確保を図るため、参入企業の支援や農業参入法人研究会の活動支援等を実施した。

(1) 企業の農業参入等の推進

ア 農業に参入する企業等の支援

(ア) 企業等の農業参入相談 (延べ数)

相談方法	面談	電話	メール	合計
件数	68	6	13	87

※相談企業のうち、今年度農業に参入した企業2社

(イ) 研修会等の開催

項目	実施状況	参加企業等
研修会	1回 (9/26)	12社・団体
現地研修会 (牧之原市)	1回 (2/3)	11社・団体

イ 農業参入した企業等の支援

(ア) 農業参入企業の経営相談（延べ数）

相談内容	経営全般	補助事業	農地確保	その他	合 計
件数	55	29	62	56	202

※相談企業数：29 社

(イ) 研修会等の開催

項目	実施状況	参加企業等
経営・生産拡大・ ブランド化研修会	5 回 (6/9、6/26、8/26、9/26、12/26)	述べ 95 人

(ウ) 静岡県農業参入法人研究会への活動支援

農業に参入した企業等が組織する研究会活動を支援した。

- ・会員数：会員 38 社 賛助会員等 9 社
- ・研究会等：総会 1 回、幹事会 3 回、情報発信 27 回
- ・研 修 等：講演会の開催

プロジェクト活動（さつまいも、畑ワサビ）の促進

4 農業法人誘致加速化事業

担い手が不足する地域に県内外の農業法人を戦略的な誘致するため、誘致候補となる農業法人の探索を強化し、農業法人と市町のマッチングを推進し、誘致の早期実現を図った。

(1) 農業法人と市町のマッチングの場の設定・運営

ア 農業法人の情報収集

イベント	開催日	相談数(社)
農業参入フェア	12/19（東京都）	12 社
法人誘致セミナー	1/29（静岡市・WEB）	18 社

イ 市町の誘致戦略策定支援

対象市町	支援回数		
	面談	W E B	合計
9 市町（松崎町、伊豆市、御殿場市、裾野市、静岡市、焼津市、藤枝市、御前崎市、菊川市）	32	5	37

ウ 農業法人のマッチング実績

支援法人数	総支援回数	マッチング市町	
		実数	延べ
23	86	14	32

※誘致実績：2 社、2 市

市町名	誘致法人名	作物・規模等
御前崎市	豊田通商株式会社	施設野菜 (0.2ha)
御殿場市	有限会社ハニーポニック	施設野菜 (1.2ha)

(2) 静岡県農業法人誘致推進連絡会の運営

ア 法人誘致推進連絡会の開催

開催月日	内 容	参加者
5 月 27 日	・連絡会の取組、R7 計画 ・全国の農業法人誘致の事例紹介	86 人
1 月 29 日	・静岡県の農業法人誘致の取組 ・農業法人誘致戦略発表（御殿場市、裾野市、静岡市、藤枝市、焼津市）	47 人

Ⅱ 青年農業者等の育成及び確保に関する事業

1 青年農業者等育成業務

(1) 就農支援活動

就農啓発や就農支援を行う窓口を設け、本県で新規に就農しようとする青年等を対象に、就農相談や農業法人への無料職業紹介、農業現場を案内する現地見学会などを行い、農業の理解と就農意欲の向上に努めた。

ア 就農相談 190 件

イ 農業法人雇用相談 66 件

ウ 現地見学会

回次	開催地	実施時期	参加人数
第 1 回	11 市町 21 か所 伊豆の国市、函南町、沼津市、静岡市、 焼津市、島田市、藤枝市、牧之原市、 掛川市、袋井市、浜松市	10/4～10/18 (延べ 6 日)	延べ 41 人
第 2 回	10 市町 22 か所 伊豆の国市、沼津市、静岡市、焼津市、 藤枝市、牧之原市、掛川市、袋井市、磐 田市、浜松市	2/7～2/22 (延べ 6 日)	延べ 44 人

(2) 関係機関との連携による就農促進

各市町の青年等就農計画認定会議や特別融資制度推進会議の構成員として新規就農者の就農計画等を審議した。

ア 青年等就農計画認定会議 24 回 (35 名の就農計画認定)

(3) 青年農業者の交流促進

農家後継者を中心とした農業青年クラブの諸活動を支援し、青年農業者の交流促進を図った。

(4) 新規就農希望者への情報発信

公社ホームページ「静岡で農業人になる」を強化し、目指す就農スタイルごとに就農までの手順の解説を加えるなど、新規就農希望者への情報発信を行った。

2 がんばる新農業人支援事業

県内外の経営基盤を持たない非農家出身者の自立就農を志す青年等を対象に実施する実践的な研修や就農に向けての支援を行った。

(1) 新人材育成タイプ(地域受入型)

県内 5 地区の地域受入連絡会が実施する就農に向けた実践研修や就農準備等を支援した。

ア 募集等

項 目	1 次募集	2 次募集
募集期間	4/15～5/30 （45 日間）	8/4～9/18 （45 日間）
現地説明会	6/14、6/28、6/29	10/4、10/5、10/11、 10/12、10/13、10/18
面接選考準備 セミナー	7/5	10/25
面接選考会	7/19	11/8

イ 選考状況

項 目	1 次募集(人)	2 次募集(人)	計(人)
募集人数	—	—	20
応募者	7	9	16
受験者	3	7	10
受入決定者	3	6	9

ウ 研修受入決定の状況、指導農家への支援

地域連絡会	市町	作目	人数	指導農家 (戸)	助成額 (千円)
JA ふじ伊豆 伊豆の国地区	伊豆の国市	イチゴ	2	2	1,600
		ミニトマト	2	2	
JA ふじ伊豆 三島函南地区	函南町	イチゴ	2	1	800
JA 静岡市	静岡市	ジネンジョ	1	1	400
JA おおいがわ	藤枝市	ミカン	1	1	400
JA ハイナン	牧之原市	イチゴ	1	1	400
合 計	5		9	8	3,600

(2) 新人材育成タイプ(農業法人等受入型)

県内 1 地区の農業法人が実施する就農に向けた活動を支援した。

ア 募集等

項 目	1 次募集	2 次募集
募集期間	4/15～5/30 （45 日間）	8/4～9/18 （45 日間）
現地説明会	5/9	—
面接選考準備セミナー	—	—
面接選考会	—	—

イ 選考状況

項 目	1 次募集(人)	2 次募集(人)	計(人)
募集人数	—	—	20※
応募者	1	—	1
受験者	0	—	0
受入決定者	0	—	0

※募集人数は地域受入型との合計

(3) 就農トライアルの実施

研修事業への応募を促進するため、研修受入農家や農業法人等への短期間の研修体験を実施した。

・募集期間：令和7年9月19日（金）～12月16日（金）

ア受入先、体験者数

受入組織	指導農家	体験作目	体験者
伊豆の国地域受入連絡会	4 名	イチゴ、ミニトマト	12 件
J A しみず地域受入連絡会	1 名	トマト	1 件
J A 静岡市地域受入連絡会	1 名	ジネンジョ	2 件
榛南地域受入連絡会	1 名	ミカン	2 件
とぴあ浜松受入連絡会	1 名	ミカン	1 件
(株)日下農園	1 名	ミカン	1 件
合 計	9 名		19 件

(4) 半農半Xタイプ

副業としての小規模農業を希望する者に研修を行う地域連絡会(2地区)を支援した。

地域連絡会	研修生 (人)	研修指導者	助成額 (千円)
南伊豆町農のあるくらし受入協議会	6 人	NPO 法人南伊豆湯の花等	300
J A ふじ伊豆なんすん地区受入連絡会	2 人	J A ふじ伊豆	100
計	8 人		400

Ⅲ 農業経営の法人化推進に関する事業

1 農業経営者総合サポート事業

県が設置する静岡県農業経営・就農支援センターの機能を発揮し、県・JA 中央会・静岡県農業会議等や各農林事務所のサテライト窓口と連携して、農業経営体の課題解決のため、研修会や中小企業診断士等の専門家を派遣した。また、就農相談会に参加したほか、面会や電話などによる就農相談に対応した。

(1) 研修会開催状況

研修会名（地区）	開催日	参加者数
BCP(事業継続計画)セミナー（東部）	3/4	16 人
合計	1 回	

(2) 経営相談への対応状況：経営相談カルテ 40 経営体、専門家派遣延べ 80 回

内容別内訳（回）	賀茂	東部	富士	中部	志太榛原	中遠	西部	合計
マーケティング	0	3	3	0	0	0	0	6
販路拡大・販売促進	0	1	0	0	0	5	0	6
経営継承・相続	0	0	1	0	0	3	0	4
雇用・労務	0	1	2	2	2	10	2	19
経営改善・診断	0	2	0	3	7	2	3	17
法人化	0	0	3	1	0	3	1	8
生産管理・生産技術	0	6	0	0	2	0	0	8
商品企画	0	0	6	0	2	0	3	11
その他	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	0	13	15	6	13	24	9	80

(3) 就農相談への対応状況：就農相談カルテ 190 件

相談会実績	開催日	場所	相談件数
新・農業人フェア	9/15、11/9、11/23	東京都、大阪府	延べ 37 件
シゴトフェア	5/31、6/1、6/7、8/31、 9/6、9/7、1/25、1/31、2/7	浜松市、静岡市、 沼津市	延べ 83 件
まるごと移住フェア	8/3、2/14	東京都	延べ 25 件
合計	14 回		延べ 145 件

2 静岡県農業法人協会への活動支援

静岡県農業法人支援協議会に参画し、静岡県農業法人協会(130 会員)の理事会、総会及び会員の経営力強化に関する研修会等の活動を支援した。

- ・法人支援協議会参加 4 回
- ・法人協会活動支援 総会 1 回、理事会 4 回

- ・その他活動（県経済産業部との意見交換会、国内農業経営事業視察研修会、東海４県・長野県農業法人経営情報交流会（当番県）、アグリビジネスコンサルティング結果発表会、品目別交流会等）

3 労働力確保体制支援事業

農業現場における労働力不足を解消するため、県と協力して「静岡県雇用労働力確保推進協議会」の運営を支援し、事業を実施した（国庫事業「雇用体制強化事業（旧労働力確保体制強化事業）」を活用）

（１）働きやすい環境づくり計画の策定・推進

労働者が働きやすい環境を実現するため、経営体ごとに新たに取り組む就労条件改善事項等の計画を作成し、推進を図った。

（２）就業条件改善等のための取組（専門家によるマニュアル作成及び個別指導）

ア 静岡県農業経営体スキルアップガイド作成

これから雇用の強化に取り組む農業経営体のために、経営者と従業員との関係構築や人材育成、従業員のキャリアプランを作成するための知識やワークシートを盛り込んだ「静岡県農業経営体スキルアップガイド」を作成した。

イ 人事評価制度の整備に関する専門家の個別指導

協議会構成員（９経営体）に専門家を派遣し、実効性の高い人事評価制度のための枠組み整備及び就労条件改善の個別指導を行った。

令和６年度に人事評価制度を導入した協議会構成員（６経営体）に専門家を派遣し、人事評価制度導入後のフォローアップを行った。

ウ 働きやすい労働環境づくりのための研修会の実施

従業員が働きやすい仕組みを構築するためのセミナーを全５回開催し、農業における従業員のキャリアや業務改善についての座学、モデル事例の紹介、受講生による従業員の行動計画・育成計画の作成・発表を行った（受講生：３２人）。

IV 指導的農業者等に対する支援に関する事業

新規就農希望者の研修受入や青年農業者等の育成確保に指導的な役割を果たしている静岡県農業経営士協会及び青年農業士会の事務局として研修会等の活動を支援した。

1 研修会等の開催

区分	研修会名等	回数	備 考
農業経営士協会 (会員 252 名)	総会・理事会	7	
	県経済産業部との意見交換会	1	
	理事・監事研修会	1	
	部会別研修会	14	作物別 9 部会、受入部会
	計	23	
青年農業士会 (会員 101 名)	総会・理事会	7	
	全体研修会	1	
	県経済産業部との意見交換会	1	
	部会別研修会	4	作物別 8 部会
	計	13	

2 新規就農希望者等への支援

- ・農林環境専門職大学研修生受入者数 18 人（研修生数 年間延べ 23 人）
- ・がんばる新農業人支援事業研修生受入者数 8 人（研修生数 9 人）
- ・農業高等学校出前講座実施者 2 人（学生数 2 高校 49 人）

令和7年度 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	7 年 度	6 年 度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金・預金	36,405,420	12,706,821	23,698,599
(2) 未収金	5,649,518	9,205,480	△ 3,555,962
(3) 農地売買支援事業用地等	6,084,900	54,409,600	△ 48,324,700
(4) 預託金	1,774,348	1,745,374	28,974
流動資産計	49,914,186	78,067,275	△ 28,153,089
2. 固定資産			
(1) 基本財産	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産	14,760,780	13,820,160	940,620
(3) その他の固定資産	5,050,074	5,585,803	△ 535,729
固定資産計	119,810,854	119,405,963	404,891
資産合計	169,725,040	197,473,238	△ 27,748,198
II. 負債の部			
1. 流動負債			
(1) 未払金	10,377,717	7,076,580	3,301,137
(2) 預り金	1,667,959	1,586,073	81,886
(3) 引当金	309,053	292,888	16,165
流動負債計	12,354,729	8,955,541	3,399,188
2. 固定負債			
(1) 入会預り金	50,000,000	50,000,000	0
(2) 長期借入金	8,084,900	54,409,600	△ 46,324,700
(3) 引当金	21,422,925	13,820,160	7,602,765
固定負債計	79,507,825	118,229,760	△ 38,721,935
負債合計	91,862,554	127,185,301	△ 35,322,747
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産の部			
出資金	50,000,000	50,000,000	0
地方公共団体等補助金	350,000	350,000	0
指定正味財産計	50,350,000	50,350,000	0
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産の部			
一般正味財産	27,512,486	19,937,937	7,574,549
一般正味財産計	27,512,486	19,937,937	7,574,549
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	77,862,486	70,287,937	7,574,549
負債及び正味財産合計	169,725,040	197,473,238	△ 27,748,198

令和7年度

貸借対照表内訳表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I. 資産の部				
1. 流動資産				
(1) 現金・預金	20,744,058	15,661,362	0	36,405,420
預金	20,744,058	15,661,362	0	36,405,420
(2) 未収金	5,649,518	0	0	5,649,518
未収受託料	424,000			424,000
その他未収金	5,225,518			5,225,518
(3) 農地売買支援事業用地等	6,084,900	0	0	6,084,900
農地売買事業用地等	6,084,900			6,084,900
(4) 預託金	268,808	1,505,540	0	1,774,348
供託金	268,808			268,808
敷金		1,505,540		1,505,540
流動資産計	32,747,284	17,166,902	0	49,914,186
2. 固定資産				
(1) 基本財産	0	100,000,000	0	100,000,000
預金	0	50,000,000	0	50,000,000
有価証券	0	50,000,000	0	50,000,000
(2) 特定資産	0	14,760,780	0	14,760,780
特定資産預金	0	14,760,780	0	14,760,780
退職給与引当資産	0	14,760,780		14,760,780
(3) その他の固定資産	1,379,316	3,670,758	0	5,050,074
有形固定資産	1,179,596	6,077,478	0	7,257,074
備品	1,179,596	4,703,028		5,882,624
建物付属設備		1,374,450		1,374,450
無形固定資産	358,222	1,466,414	0	1,824,636
電話加入権	358,222	238,814		597,036
ソフトウェア	0	1,227,600		1,227,600
投資その他の資産	350,000	0	0	350,000
債務保証事業出資金	350,000			350,000
減価償却累計額	△ 508,502	△ 3,873,134	0	△ 4,381,636
減価償却累計額	△ 508,502	△ 3,873,134		△ 4,381,636
固定資産計	1,379,316	118,431,538	0	119,810,854
資産合計	34,126,600	135,598,440	0	169,725,040

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
II. 負債の部				
1. 流動負債				
(1) 未払金	9,938,619	439,098		10,377,717
(2) 預り金	19,308	1,648,651		1,667,959
(3) 引当金	309,053	0		309,053
賞与引当金	309,053			309,053
流動負債計	10,266,980	2,087,749	0	12,354,729
2. 固定負債				
(1) 入会預り金	0	50,000,000		50,000,000
(2) 長期借入金	8,084,900	0	0	8,084,900
担い手支援資金借入金	8,084,900			8,084,900
(3) 引当金	622,425	20,800,500	0	21,422,925
退職給与引当金	622,425	20,800,500		21,422,925
固定負債計	8,707,325	70,800,500	0	79,507,825
負債合計	18,974,305	72,888,249	0	91,862,554
III. 正味財産の部				
1. 指定正味財産の部				
出資金	0	50,000,000	0	50,000,000
静岡県		50,000,000		50,000,000
地方公共団体等補助金	350,000	0	0	350,000
債務保証事業補助金	350,000			350,000
指定正味財産計	350,000	50,000,000	0	50,350,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(50,000,000)		(50,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)		(0)
2. 一般正味財産の部				
出資金	0	0	0	0
静岡県				0
市町				0
農業団体				0
一般正味財産	14,802,295	12,710,191	0	27,512,486
一般正味財産	14,802,295	12,710,191		27,512,486
一般正味財産計	14,802,295	12,710,191	0	27,512,486
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)		(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)		(0)
正味財産合計	15,152,295	62,710,191	0	77,862,486
負債及び正味財産合計	34,126,600	135,598,440	0	169,725,040

令和7年度 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	7 年 度	6 年 度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収益	262,500	126,142	136,358
② 事業収益	663,869,851	453,105,332	210,764,519
③ 補助金等収益	257,166,830	232,652,662	24,514,168
④ 受託料収益	33,476,000	34,530,000	△ 1,054,000
⑤ 雑収益	144,400	47,395	97,005
経常収益計	954,919,581	720,461,531	234,458,050
(2) 経常費用			
① 事業費	651,436,799	443,774,386	207,662,413
② 業務費	280,788,677	257,775,862	23,012,815
③ 一般管理費	15,119,556	15,167,333	△ 47,777
経常費用計	947,345,032	716,717,581	230,627,451
当期経常増減額	7,574,549	3,743,950	3,830,599
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 事業外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 事業外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減	7,574,549	3,743,950	3,830,599
一般正味財産期首残高	19,937,937	16,193,987	3,743,950
一般正味財産期末残高	27,512,486	19,937,937	7,574,549
II. 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,350,000	50,350,000	0
指定正味財産期末残高	50,350,000	50,350,000	0
III. 正味財産期末残高	77,862,486	70,287,937	7,574,549

令和7年度 正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収益	0	262,500	0	262,500
基本財産運用利息		262,500		262,500
② 事業収益	658,415,967	5,453,884	0	663,869,851
農地売買支援事業等収益	221,402,441			221,402,441
農地売買事業用地売却収益	221,402,441			221,402,441
農地中間管理事業貸付等収益	428,722,698			428,722,698
労働力確保体制強化事業負担金収益	110,000			110,000
農地買入等手数料収益	8,180,828	5,453,884	0	13,634,712
③ 補助金等収益	243,466,830	13,700,000	0	257,166,830
担い手育成総合対策事業補助金	235,711,000	13,700,000		249,411,000
農地中間管理事業補助金	228,918,000			228,918,000
農地売買支援事業補助金	6,793,000	13,700,000		20,493,000
農業新人材確保育成事業助成金	1,500,000			1,500,000
労働力確保体制強化事業補助金	6,255,830			6,255,830
④ 受託料収益	33,057,000	419,000	0	33,476,000
青年農業者等育成拠点設置事業受託料	7,320,000	119,000		7,439,000
がんばる新農業人支援事業受託料	9,253,000			9,253,000
就農支援農業者組織等支援事業受託料	3,000,000			3,000,000
地域計画策定推進事業受託料	700,000			700,000
農業法人誘致加速化事業受託料	1,360,000	300,000		1,660,000
農業経営・就農支援センター運営業務受託料	11,424,000			11,424,000
⑤ 雑収益	99,485	44,915	0	144,400
受取利息	89,485	44,915		134,400
雑収益	10,000			10,000
経常収益計	935,039,282	19,880,299	0	954,919,581

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
(2) 経常費用				
① 事業費	651,436,799	0	0	651,436,799
農地売買支援事業等費用	219,905,441			219,905,441
農地売買支援事業用地費	219,905,441			219,905,441
農地中間管理機構事業費	431,531,358			431,531,358
借受農地等賃借料	431,531,358			431,531,358
② 業務費	280,788,677	0	0	280,788,677
報酬給与費	91,467,033			91,467,033
賃金	19,250,839			19,250,839
法定福利費	16,529,870			16,529,870
福利厚生費	121,625			121,625
報償費	7,348,103			7,348,103
旅費交通費	3,605,613			3,605,613
消耗備品費	1,452,176			1,452,176
印刷製本費	3,297,225			3,297,225
光熱水費	1,168,926			1,168,926
修繕費	80,696			80,696
通信運搬費	7,248,781			7,248,781
保険料	347,300			347,300
委託料	80,510,584			80,510,584
人材派遣料	6,612,221			6,612,221
使用料及び賃借料	14,238,901			14,238,901
広告宣伝費	1,668,000			1,668,000
負担金、補助金及び交付金	7,256,044			7,256,044
公課費	2,588,670			2,588,670
雑費	14,902,668			14,902,668
減価償却費	173,861			173,861
退職給与引当金繰入	622,425			622,425
賞与引当金繰入	309,053			309,053
貸倒引当金繰入	△ 11,937			△ 11,937
③ 一般管理費	0	15,119,556	0	15,119,556
報酬給与費		3,038,897		3,038,897
法定福利費		433,143		433,143
福利厚生費		21,224		21,224
旅費交通費		61,768		61,768
事業推進費		53,000		53,000
消耗備品費		432,173		432,173
印刷製本費		47,348		47,348
光熱水費		33,092		33,092
修繕費		33,000		33,000
通信運搬費		296,613		296,613
保険料		71,042		71,042
委託料		238,920		238,920
使用料及び賃借料		952,860		952,860
負担金、補助金及び交付金		1,115,262		1,115,262

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
公課費		26,021		26,021
雑費		168,616		168,616
減価償却費		1,116,237		1,116,237
退職給与引当金繰入		6,980,340		6,980,340
経常費用計	932,225,476	15,119,556	0	947,345,032
当期経常増減額	2,813,806	4,760,743	0	7,574,549
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 事業外収益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
① 事業外費用	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減	2,813,806	4,760,743	0	7,574,549
一般正味財産期首残高	11,988,489	7,949,448		19,937,937
一般正味財産期末残高	14,802,295	12,710,191	0	27,512,486
II. 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	0	0	0
当期指定正味財産増減	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	350,000	50,000,000		50,350,000
指定正味財産期末残高	350,000	50,000,000	0	50,350,000
III. 正味財産期末残高	15,152,295	62,710,191		77,862,486

令和7年度 財産目録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
(1) 現金・預金			
預金/普通預金	静岡銀行県庁支店他	運転資金として	36,405,420
(2) 未収金	静岡県他	受託料等未収分	5,649,518
(3) 農地売買支援事業用地等	浜松市中央区村櫛町 4122-1他17筆	公益目的事業である農地売買等事 業用地	6,084,900
(4) 預託金			
供託金	静岡市、浜松市及び東伊 豆町の相続人不明農地	公益目的事業である農地中間管理 事業の利用権に係る補償金	268,808
敷金		賃借事務所及び倉庫の敷金	1,505,540
流動資産計			49,914,186
(固定資産)			
(1) 基本財産			
預金/定期預金	静岡県信連本店	運用益を法人の管理運営の財源と して使用	50,000,000
有価証券	静岡県債	運用益を法人の管理運営の財源と して使用	50,000,000
(2) 特定資産	退職給与引当預金	退職手当の資金として保有	14,760,780
(3) その他の固定資産			
有形固定資産	備品他	公益目的保有財産で、公益目的事 業及び法人の管理運営に使用	7,257,074
無形固定資産	電話加入権他	公益目的保有財産で、公益目的事 業及び法人の管理運営に使用	1,824,636
投資その他の資産	債務保証事業出資金	公益目的事業のための出資金、破 産更生債権	350,000
減価償却累計額		備品等の減価償却額の累計	△ 4,381,636
固定資産計			119,810,854
資産合計			169,725,040
(流動負債)			
(1) 未払金	日本年金機構他	職員3月分社会保険料未払分等	10,377,717
(2) 預り金	静岡税務署他	3月分源泉所得税等	1,667,959
(3) 引当金			
賞与引当金		職員1名に対する賞与支払いに備え たもの	309,053
流動負債計			12,354,729
(固定負債)			
(1) 入会預り金	静岡県経済連他	入会預り金	50,000,000
(2) 長期借入金			
担い手支援資金借入金	全国農地保有合理化協会	農地売買等支援事業に係る原資借 入れ	8,084,900
(3) 引当金			
退職給与引当金		職員4名に対する退職金支払いに備 えたもの	21,422,925
固定負債計			79,507,825
負債合計			91,862,554
正味財産合計			77,862,486

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

取得価額を評価基準とする。

(2) 固定資産の減価償却について

定額法を基本とし、財務会計事務取扱要領に基づき計上する。

(3) 引当金の計上基準について

退職給与引当金、賞与引当金及び貸倒引当金は、財務会計事務取扱要領に基づき計上する。

(4) リース取引の処理方法

賃貸借処理とする。

(5) 消費税等の会計処理

税込処理とする。

2. 会計方針の変更

令和7年度は、会計方針の変更無し。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
預金				
普通預金	0	0	0	0
定期預金	50,000,000	0	0	50,000,000
有価証券				
公共債	50,000,000	0	0	50,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
退職給与引当資産				
定期預金	13,820,160	940,620	0	14,760,780
小 計	13,820,160	940,620	0	14,760,780
合 計	113,820,160	940,620	0	114,760,780

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産か らの充当額)	(うち一般正味財産か らの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
預金				
普通預金	0	0	0	0
定期預金	50,000,000	0	0	50,000,000
有価証券				
公共債	50,000,000	50,000,000	0	0
小 計	100,000,000	50,000,000	0	50,000,000
退職給与引当資産				
定期預金	14,760,780	0	0	14,760,780
小 計	14,760,780	0	0	14,760,780
合 計	114,760,780	50,000000	0	114,760,780

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
備 品	5,882,624	3,207,616	2,675,008
建物付属設備	1,374,450	230,220	1,144,230
電話加入権	597,036	0	597,036
ソフトウェア	1,227,600	943,800	283,800
計	9,081,710	4,381,636	4,700,074

6. 債券の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債券の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当 期末残高	債権の当期末残 高
未 収 金	5,649,518	0	5,649,518
貸倒引当金	0	0	0
計	5,649,518	0	5,649,518

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額は次のとおりである。

(単位:円)

債券内訳	帳簿価額	時 価	評価損益
静岡県債 29-13	50,000,000	48,770,000	△1,230,000

8. 補助金等内訳並びに交付者、当期の増減額並びに残高

補助金等内訳並びに交付者、当期の増減額並びに残高は次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当期増加額	当期減少額	当期末 残 高	貸借対照 表上の記 載区分
担い手育成総合対策 事業補助金	静岡県	0	249,411,000	249,411,000	0	一般正 味財産
農業新人材確保育成 事業助成金	(公社)静岡県農 業振興基金協会	0	1,500,000	1,500,000	0	一般正 味財産
労働力確保体制強化 事業補助金	(一社)全国農業 会議所	0	6,255,830	6,255,830	0	一般正 味財産
計		0	257,166,830	257,166,830	0	

9. その他

令和6年度末未収の借賃料2件について、令和7年1月破産手続きが開始されたため、令和6年度末に破産更生債権として振り替え、同金額の貸倒引当金を計上した。両債権とも、一部配当を受けた後、令和7年10月30日及び令和8年3月11日に、静岡地方裁判所にて破産手続きが終了し支払われないことが確定したため、破産更生債権と貸倒引当金を振り替えた。

付属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	預金/定期預金	50,000,000	0	0	50,000,000
	有価証券/公共債	50,000,000	0	0	50,000,000
	基本財産計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産	退職給与引当資産	13,820,160	940,620	0	14,760,780
	特定資産計	13,820,160	940,620	0	14,760,780

2. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	122,310	0	110,373	11,937	0
賞与引当金	292,888	309,053	292,888	0	309,053
退職給与引当金	13,820,160	7,602,765	0	0	21,422,925

令和 8 年度 事業計画

基 本 方 針

静岡県農業の持続的な発展のためには、農業者の経営規模の拡大、将来を担う新規就農者の育成・確保などが重要な課題である。このため、引き続き、農地中間管理事業の推進に関する法律第 17 条に基づく農地中間管理事業（農地バンク事業）による担い手への農地の集積・集約化、新規就農者の育成、企業参入の推進、農業経営の法人化などに取り組み、農地政策と担い手政策を着実に展開して、将来にわたり安定した静岡県農業の実現を図る。

農地バンク事業は、県、農業会議、J A 静岡中央会、土地改良事業団体連合会、農業振興公社により策定した「令和 8 年度地域計画の策定による担い手等への農地集積・集約化に関する推進方針」に基づき、市町の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の実現に向けて、計画的に事業を実施する。

推進にあたっては、県、市町や農業委員会、J A、土地改良区等関係機関と連携し、市町利用権設定事業や農地利用集積円滑化事業からの農地バンク事業への移行をスムーズに進めるとともに、農地売買等支援事業を実施する。

また、担い手が不足する地域への地域外の参入候補者の紹介や牧之原地域の茶園集積を促進する。

青年農業者等の育成及び確保は、県や市町、J A 等関係機関と連携して、就農相談や現地見学会、研修体験、自立就農を目指す青年を対象にした実践的な研修等を行う。

農業経営の法人化推進は、県や関係機関と連携して、農業経営体の課題解決のため、専門家の派遣や各種研修会等を実施し、農業経営の改善や法人化、新規就農者への支援など農業経営者への総合的サポートを行う。併せて、農業法人、農業参入法人の経営発展等の活動を支援する。

担い手が不足する地域に県内外の農業法人を戦略的に誘致するため、誘致候補となる農業法人の探索や農業法人と市町のマッチングを実施する。

指導的農業者等に対する支援は、新規就農希望者の研修受入や青年農業者等の育成確保に指導的な役割を果たしている農業経営士協会及び青年農業士会の事務局として、県と連携し、研修会等の各種活動を支援する。

I 農用地等の利用の効率化及び高度化に関する事業

農用地等の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資するため、県、市町、農業委員会、J A等関係機関・団体との連携体制を強化して、農地バンク事業及び農地売買等支援事業を進める。

1 農地バンク事業

農業経営の規模拡大、農用地の集積・集約化及び新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等により農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、農地バンク事業を活用して、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を借り入れ、担い手農業者に貸し付ける。

(1) 令和8年度農地バンク事業予定面積

区 分	面 積
農地貸借の各事業で満期を迎える面積 ※1	1,739 ha
新たに担い手に農地利用集積する面積 ※2	400 ha
合 計	2,139 ha

※1 各事業で満期を迎える面積（内訳）

市町利用権事業	J A円滑化事業	農地バンク事業	合 計
866ha	70ha	803ha	1,739ha

※2 新たに担い手に農地利用集積する面積（目標）

区 分	目 標	参 考
担い手への農地利用集積面積	400ha 増加	27,243ha(R 7 年 3 月末時点) ※R 8 年 3 月末時点は集計中

- ・担い手への農地利用集積面積は自己所有地・借入地及び特定農作業受託地の合計とする。

(2) 農地バンク事業の推進

ア 重点的な推進事項

- ・県、市町、農業委員会、J A、土地改良区等関係機関と連携し、地域計画の実現に向けた農地バンク事業の推進に取り組む。
- ・農用地利用集積等促進計画の策定にあたって、事務手続きの手順の整理や必要書類の見直しなどに取り組む。
- ・農地貸借手続きの農地バンク事業への一本化に対応するため、引き続き市町及びJ A等と連携し、市町利用権設定や農地利用集積円滑化事業からの移行をスムーズに進める。

- ・関係機関と連携し、様々な機会を通じて農地バンク事業に関する広報を行い、事業の周知等を図る。

イ 推進体制

- ・地域計画の策定主体である市町等関係機関との連携し、農地バンク事業を円滑に実施するため、県内6か所に駐在職員を配置する。
- ・農地貸借手続きの農地バンク事業への一本化に対応するため、県や関係機関と連携し、事務の効率化に努める。
- ・担い手が不足する地域への地域外の参入候補者の紹介や牧之原地域の茶園集積の促進を図るため、人・農地調整員を配置する。
- ・円滑かつ効果的に事業を実施するため、地域の農地や担い手に精通した市町やJ Aに、農地バンク事業の一部を委託する。

(3) 農地中間管理事業業務委託

- ・委託先：県内18市町、県内9 J A（予定）
- ・内 容：窓口業務、促進計画案の調整業務ほか
- ・期 間：令和8年4月から令和9年3月

2 農地売買等支援事業

担い手における経営の規模拡大、農地の面的集積を促進するため、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を買入れ、その農用地を担い手に売り渡す。

○農地売買等支援事業計画

区 分	買入面積	売渡面積
農地売買等事業	17.4ha	18.1ha
公社単独農地集積事業 ※	0.5ha	0.5ha
合 計	17.9ha	18.6ha

※（公社）全国農地保有合理化協会の融資要件を満たさないもの

Ⅱ 青年農業者等の育成及び確保に関する事業

農業従事者の高齢化や農家後継者の不足が進んでいる中で、新規就農者をはじめとした多様な担い手を育成・確保するため、静岡県経営基盤強化促進に関する基本方針（県基本方針）に基づき、青年農業者等育成拠点として、自立就農を志す青年等に対して支援等を行う。

1 青年農業者等の育成

（１）就農支援活動

就農啓発や経営継承を含む就農支援を行う窓口を設け、新規に就農しようとする青年等を対象に、面談やインターネット、メールによる相談を受けるとともに、全国段階で開催される就農相談会等に参加し、就農相談や情報提供に努める。

また、無料職業紹介事業にも取り組み、農業法人等への就職希望者への職業紹介を行う。

（２）関係機関との連携による就農促進

市町で開催される青年等就農計画認定会議、国や県で開催される就農関係会議等に参加し、新規就農者の育成・確保をはじめとした就農対策の推進を図る。

（３）青年農業者の交流促進

農家後継者を中心とした農業青年クラブの諸活動を支援し、青年農業者の交流促進を図る。

2 がんばる新農業人支援事業の実施

静岡県内で自立就農を目指す青年や、自家経営の継承を志す農家後継者の青年を対象に、研修体験や農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修（１年間以上）を行う。

（１）研修生の募集人数

- ・新人材育成タイプと後継者強化タイプ 20 人程度

（２）研修内容

ア 新人材育成タイプ

農協、指導農家、市町等で組織する地域受入連絡会（10 地域）や農業法人等（4 法人等）が研修生を受け入れ、研修体験（就農トライアル）や地域での就農に向けた実践研修や就農準備等を支援する。

イ 後継者強化タイプ

農家後継者の経営の強化を図るため、農業法人等が研修生を受け入れ、研修終了後は自家経営を５年以内に継承するための実践研修や就農準備等を支援する。

Ⅲ 農業経営の法人化推進に関する事業

1 農業経営者総合サポート事業

県基本方針に基づき設置された、農業経営・就農支援センターにおいて、県・ＪＡ静岡中央会・静岡県農業会議等のほか、各農林事務所のサテライト窓口と連携して、農業経営体の課題解決のため、中小企業診断士等の専門家派遣や各種研修会の実施等により農業経営の改善や法人化を支援するほか、新規就農者への相談対応など、就農から経営発展まで一貫してサポートする。

2 静岡県農業法人協会、静岡県農業参入法人研究会に対する活動支援

静岡県農業法人支援協議会に参画し、静岡県農業法人協会（130 会員）が行う経営力強化に関する活動等を支援する。

また、静岡県農業参入法人研究会（会員 38 社、賛助会員等 9 社）が行う活動等を支援する。

3 農業法人等の誘致

担い手が不足する地域に県内外の農業法人を戦略的な誘致するため、誘致候補となる農業法人の探索を強化し、農業法人と市町のマッチングを推進し、誘致の早期実現を図る。

Ⅳ 指導的農業者等に対する支援に関する事業

新規就農希望者の研修受入や青年農業者等の育成確保に指導的な役割を果たしている静岡県農業経営士協会と静岡県青年農業士会の事務局として、組織運営や研修会開催など諸活動を支援する。

令和8年度 貸借対照表（予算）

令和9年3月31日見込み

（単位：円）

科 目	8 年 度	7 年 度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金・預金	18,994,426	15,128,945	3,865,481
(2) 未収金	800,000	800,000	0
(3) 農地売買支援事業用地等	0	0	0
(4) 預託金	1,560,839	1,560,839	0
流動資産計	21,355,265	17,489,784	3,865,481
2. 固定資産			
(1) 基本財産	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産	14,902,160	14,362,160	540,000
(3) その他の固定資産	3,433,672	3,854,203	△ 420,531
固定資産計	118,335,832	118,216,363	119,469
資産合計	139,691,097	135,706,147	3,984,950
II. 負債の部			
1. 流動負債			
(1) 未払金	2,500,000	2,500,000	0
(2) 預り金	2,000,000	2,000,000	0
(3) 賞与引当金	0	300,000	△ 300,000
流動負債計	4,500,000	4,800,000	△ 300,000
2. 固定負債			
(1) 入会預り金	50,000,000	50,000,000	0
(2) 長期借入金	0	0	0
(3) 引当金	14,902,160	14,362,160	540,000
固定負債計	64,902,160	64,362,160	540,000
負債合計	69,402,160	69,162,160	240,000
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産の部			
出資金	50,000,000	50,000,000	0
地方公共団体等補助金	350,000	350,000	0
指定正味財産計	50,350,000	50,350,000	0
（うち基本財産への充当額）	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産の部			
一般正味財産	19,938,937	16,193,987	3,744,950
一般正味財産計	19,938,937	16,193,987	3,744,950
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	70,288,937	66,543,987	3,744,950
負債及び正味財産合計	139,691,097	135,706,147	3,984,950

令和8年度

貸借対照表内訳表（予算）

令和9年3月31日見込み

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I. 資産の部				
1. 流動資産				
(1) 現金・預金	12,351,621	6,642,805	0	18,994,426
預金	12,351,621	6,642,805	0	18,994,426
普通預金	12,351,621	6,642,805	0	18,994,426
(2) 未収金	800,000	0	0	800,000
(3) 農地売買支援事業用地等	0	0	0	0
(4) 預託金	54,799	1,506,040	0	1,560,839
供託金	54,799			54,799
敷金	0	1,506,040		1,506,040
流動資産計	13,206,420	8,148,845	0	21,355,265
2. 固定資産				
(1) 基本財産	0	100,000,000	0	100,000,000
預金	0	50,000,000	0	50,000,000
定期預金	0	50,000,000	0	50,000,000
有価証券	0	50,000,000	0	50,000,000
(2) 特定資産	0	14,902,160	0	14,902,160
特定資産預金	0	14,902,160	0	14,902,160
退職給与引当資産	0	14,902,160		14,902,160
(3) その他の固定資産	1,133,069	2,300,603	0	3,433,672
有形固定資産	1,015,696	6,077,478	0	7,093,174
備品	1,015,696	4,703,028		5,718,724
建物付属設備	0	1,374,450		1,374,450
無形固定資産	358,222	634,814	0	993,036
電話加入権	358,222	238,814		597,036
ソフトウェア	0	396,000		396,000
投資その他の資産	350,000	0	0	350,000
債務保証事業出資金	350,000	0		350,000
減価償却累計額	△ 590,849	△ 4,411,689	0	△ 5,002,538
減価償却累計額	△ 590,849	△ 4,411,689		△ 5,002,538
固定資産計	1,133,069	117,202,763	0	118,335,832
資産合計	14,339,489	125,351,608	0	139,691,097

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
II. 負債の部				
1. 流動負債				
(1) 未払金	2,000,000	500,000		2,500,000
(2) 預り金	0	2,000,000		2,000,000
(3) 賞与引当金	0	0		0
流動負債計	2,000,000	2,500,000	0	4,500,000
2. 固定負債				
(1) 入会預り金	0	50,000,000		50,000,000
(2) 長期借入金	0	0	0	0
担い手支援資金借入金	0	0		0
(3) 引当金	0	14,902,160	0	14,902,160
退職給与引当金	0	14,902,160		14,902,160
固定負債計	0	64,902,160	0	64,902,160
負債合計	2,000,000	67,402,160	0	69,402,160
III. 正味財産の部				
1. 指定正味財産の部				
出資金	0	50,000,000	0	50,000,000
地方公共団体等補助金	350,000	0	0	350,000
指定正味財産計	350,000	50,000,000	0	50,350,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(50,000,000)		(50,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)		(0)
2. 一般正味財産の部				
一般正味財産	11,989,489	7,949,448	0	19,938,937
一般正味財産	11,989,489	7,949,448		19,938,937
一般正味財産計	11,989,489	7,949,448	0	19,938,937
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)		(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)		(0)
正味財産合計	12,339,489	57,949,448	0	70,288,937
負債及び正味財産合計	14,339,489	125,351,608	0	139,691,097

令和8年度 正味財産増減計算書（予算）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

科 目	8 年度	7 年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収益	260,000	250,000	10,000
② 事業収益	641,345,000	666,653,000	△ 25,308,000
③ 補助金等収益	273,588,000	270,918,000	2,670,000
④ 受託料収益	43,872,000	34,086,000	9,786,000
⑤ 雑収益	45,000	0	45,000
経常収益計	959,110,000	971,907,000	△ 12,797,000
(2) 経常費用			
① 事業費	650,585,000	678,910,000	△ 28,325,000
② 業務費	292,991,000	276,603,000	16,388,000
③ 一般管理費	15,534,000	16,394,000	△ 860,000
経常費用計	959,110,000	971,907,000	△ 12,797,000
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 事業外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 事業外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減	0	0	0
一般正味財産期首残高	19,938,937	16,193,987	3,744,950
一般正味財産期末残高	19,938,937	16,193,987	3,744,950
II. 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,350,000	50,350,000	0
指定正味財産期末残高	50,350,000	50,350,000	0
III. 正味財産期末残高	70,288,937	66,543,987	3,744,950

令和8年度 正味財産増減計算書内訳表（予算）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収益	0	260,000	0	260,000
基本財産運用利息		260,000		260,000
② 事業収益	636,065,000	5,280,000	0	641,345,000
農地売買支援事業等収益	208,145,000	0	0	208,145,000
農地売買事業用地売却収益	157,645,000			157,645,000
農地集積事業用地売却収益	50,500,000			50,500,000
農地中間管理事業貸付等収益	420,000,000	0		420,000,000
農地買入等手数料等収益	7,920,000	5,280,000	0	13,200,000
農地買入手数料	1,320,000	880,000		2,200,000
農地貸借手数料	6,600,000	4,400,000		11,000,000
③ 補助金等収益	263,738,000	9,850,000	0	273,588,000
担い手育成総合対策事業補助金	262,613,000	9,850,000	0	272,463,000
農地中間管理事業補助金	254,363,000	0	0	254,363,000
借受農地管理等事業補助金	4,500,000			4,500,000
農地中間管理事業等推進事業補助金	229,863,000			229,863,000
遊休農地解消緊急対策事業補助金	20,000,000			20,000,000
農地売買支援事業補助金	8,250,000	9,850,000		18,100,000
農業新人材確保育成事業助成金	1,125,000			1,125,000
④ 受託料収益	43,773,000	99,000	0	43,872,000
青年農業者等育成拠点事業受託料	1,625,000	99,000		1,724,000
がんばる新農業人支援事業受託料	7,178,000			7,178,000
就農支援農業者組織等支援事業受託料	2,835,000			2,835,000
農業コンサルティング推進事業受託料	32,135,000			32,135,000
地域計画策定推進事業受託料	0			0
農業法人誘致加速化事業受託料	0			0
⑤ 雑収益	0	45,000	0	45,000
受取利息		45,000		45,000
経常収益計	943,576,000	15,534,000	0	959,110,000
(2) 経常費用				
① 事業費	650,585,000	0	0	650,585,000
農地売買支援事業等費用	206,085,000	0	0	206,085,000
農地売買支援事業用地費	156,085,000			156,085,000
農地集積事業用地費	50,000,000			50,000,000
農地中間管理機構事業費	444,500,000			444,500,000
借受農地等賃借料	423,000,000			423,000,000
借受農地等管理事業費	1,500,000			1,500,000
遊休農地解消緊急対策事業費	20,000,000			20,000,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
② 業務費	292,991,000	0	0	292,991,000
報酬給与費	98,444,000			98,444,000
賃金	21,439,000			21,439,000
法定福利費	17,107,000			17,107,000
福利厚生費	180,000			180,000
報償費	7,672,000			7,672,000
旅費交通費	5,329,000			5,329,000
消耗備品費	1,862,000			1,862,000
印刷製本費	1,730,000			1,730,000
光熱水費	1,689,000			1,689,000
修繕費	10,000			10,000
通信運搬費	6,355,000			6,355,000
保険料	435,000			435,000
委託料	82,356,000			82,356,000
人材派遣料	6,700,000			6,700,000
使用料及び賃借料	15,248,000			15,248,000
広告宣伝費	1,049,000			1,049,000
負担金、補助金及び交付金	11,513,000			11,513,000
支払利子	74,000			74,000
公課費	3,118,000			3,118,000
雑費	10,501,000			10,501,000
減価償却費	180,000			180,000
賞与引当金繰入	0			0
③ 一般管理費	0	15,534,000	0	15,534,000
報酬給与費		9,946,000		9,946,000
法定福利費		2,162,000		2,162,000
福利厚生費		20,000		20,000
旅費交通費		50,000		50,000
事業推進費		17,000		17,000
消耗備品費		42,000		42,000
印刷製本費		45,000		45,000
光熱水費		35,000		35,000
通信運搬費		116,000		116,000
保険料		50,000		50,000
委託料		250,000		250,000
使用料及び賃借料		570,000		570,000
負担金、補助金及び交付金		774,000		774,000
公課費		6,000		6,000
雑費		80,000		80,000
減価償却費		831,000		831,000
退職給与引当金繰入		540,000		540,000
経常費用計	943,576,000	15,534,000	0	959,110,000
当期経常増減額	0	0	0	0

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 事業外収益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
① 事業外費用	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	11,989,489	7,949,448		19,938,937
一般正味財産期末残高	11,989,489	7,949,448	0	19,938,937
II. 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	0	0	0
当期指定正味財産増減	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	350,000	50,000,000		50,350,000
指定正味財産期末残高	350,000	50,000,000	0	50,350,000
III. 正味財産期末残高	12,339,489	57,949,448		70,288,937